

平成30年度第4回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録  
平成30年度第4回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 平成31年3月6日（水） 15:00～15:45

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム  
（ひと・まち交流館 京都2階）

### 3 出席者

(1) 委員（五十音順）

桜井委員，鈴木委員，新川委員【委員長】，前岡委員，向井委員

(2) 事務局等

（京都府）勝山府民力推進課長，担当職員

（京都市）山口市民活動支援課長，沼崎担当係長，担当職員

### 4 議題

(1) 条例指定NPO法人の外部評価結果について

(2) 京都府及び京都市の条例指定の状況について 等

### 5 公開・非公開の別 公開

### 6 議事の概要

(1) 条例指定NPO法人の外部評価結果について

8月決算法人である劇研及び9月決算法人である古材文化の会の外部評価結果について，資料「条例指定NPO法人から提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

#### 【主な質疑応答】

(委員) 劇研の外部評価について，財務管理の透明性に配慮していることがうかがわれるとされているが，具体的にどのような配慮がされているのか。

外部評価やそれに対する対応がもう少し具体的に記載されていないと判断するのが難しい。

(事務局) 事業報告書の事業ごとの支出額や財務諸表の注記にある事業費の内訳がしっかり記載されている点が評価されていると思うが，具体的な確認はできていない。

(委員) 認定NPO法人の決算書では通常，活動計算書の補足として事業費の内訳が添付されると思うが，古材文化の会についてはこれが添付されていない。外部評価結果に収益事業を行うにあたっての会計処理について基礎的な準備はできたと記載があるが，事業ごとの収支が分からず，詳細が読み

取れない。

(事務局) 財務諸表の注記や事業費ごとの内訳を作っていない法人も多く、古材文化の会についても所轄庁には提出されていない。外部評価結果の会計処理についての基礎的な準備ができたという点については、平成29年度に収益事業とそれ以外の事業について会計上切り分けを行ったということは聞いているが、今後、それらの資料を作成されるかどうかまでは不明である。

(委員) NPO法人会計基準では、活動計算書の添付書類として活動の内訳の明細書と附属明細書は要件とされており、これらの書類がなければ事業内容や事業ごとの収支を理解することができないので、認定NPO法人には特に提出いただけるとありがたい。

(委員) 事業報告書の内容の詳しさについて、2法人でかなり差が見受けられる。NPO法上は事業報告書の内容についての定めはないと思うが、法律以外で何か基準はあるのか。

(事務局) 所轄庁として事業報告書の様式例は提供しているが、記載内容についての基準は設けていない。劇研はかなり詳しく記載されているが、これほど詳細に記載している法人は少数派である。

(委員) フェイスブックや新聞での掲載についても広報の方法としては大事だと思うが、事業報告書は法律上要求される文書なので、古材文化の会はもう少し内容を充実させていただければと思う。

(委員) 情報開示の指標となる客観的なデータベースとして「きょうえん認証」があるが、これと事業報告書等は紐付いているのか。

(事務局) 紐付いていない。

(委員) 認定NPO法人の情報公開については、最低限の情報公開であるディスクロージャーと組織の活動を利害関係者に事細かに伝えていくアカウントビリティーとに分けて調査や研究がされているが、市民の理解を得て寄附やボランティアを募るためには、アカウントビリティーの強化が必要であると認識している。

認定NPO法人はホームページ上で寄附を募集していることが多いが、この2法人はホームページ上で寄附ができるようにはなっておらず、認定法人としてのメリットを活かすためにも、そのあたりをもう少し頑張ってもらいたい。

(委員) アカウンタビリティによる透明性の向上というところでいうと、少なくともNPO会計基準に基づいて財務諸表の注記や附属の帳票を公開することで透明性の向上が図られ、信頼性が高まり結果として法人への寄附にもつながっていくと思うので、特に認定NPO法人にはもう少し頑張っていたきたい。

(委員) 本日の審査委員会からのお願いとして、一つ目に、外部評価者からの記述について、もう少し具体的な記載をお願いしたい。具体的な記載をすることで、これに対する法人の対応も具体的に記載することができるようになる。

二つ目に、財務諸表の注記や附属の書類をできるだけ丁寧にしていただきたい。これにより法人の財務状況の理解が深まり、より信頼度も向上していくのではないかと思う。

三つ目に、事業報告書について、事業内容がはっきりわかるような記載にしていただければと思う。

四つ目に、寄附控除のある条例指定法人として、ホームページ上で寄附を募るなどの寄附集めの工夫をしていただければと思う。

## (2) 京都府及び京都市の条例指定の状況について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況について」に基づき事務局から説明した。

### 【主な質疑応答】

(委員) 寄附金の状況について、年によって額の上下はあると思うが、平均すると少しずつ増えているという状況が一番望ましいので、頑張っていていただくようにお伝えいただきたい。